



令和2年3月25日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

保育園の登園自粛に伴う 保育料の負担軽減の手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため市からの家庭保育のお願いに応じ、登園を自粛していただいた場合、自粛日数による保育料軽減の手続きのご案内をいたします。

◆ポイント

- ・ 認可保育所や家庭的保育施設、小規模保育施設へ通う立川市民
- ・ 保育料（給食費を含む）がかかる0～2歳児クラスの園児が対象
- ・ 令和2年3月分の保育料について、日割り計算で軽減後の保育料を算出
- ・ 3月末までに施設を経由し、必要書類を配布します
- ・ 軽減分は、保護者の申請により、5月分の保育料へ充当、又は口座へ返金手続きとします

※計算式：変更前保育料×（開所日数－自粛日数）÷25（10円未満切捨て）

【問い合わせ】

立川市 子ども家庭部 保育課長 三輪 秀子

TEL 042—523—2111 内線1115